

広島市いじめ問題対策連絡協議会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市いじめ問題対策連絡協議会要綱第5条に基づき、広島市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について協議を行う場合は非公開とする。

- (1) 会議資料に、個人情報など広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のうちのいずれかが含まれる場合
- (2) 議題から構成機関等及び広島市教育委員会事務局学校教育部生徒指導課（以下「生徒指導課」という。）の発言内容に不開示情報が含まれることが予想される場合
- (3) その他公にすることが不相当と認められる場合

2 議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10名とする。

(傍聴手続)

第4条 傍聴の申し込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

附 則

この要領は、平成29年1月13日から施行する。